幼児教育・保育無償化に伴う必要な手続きについて

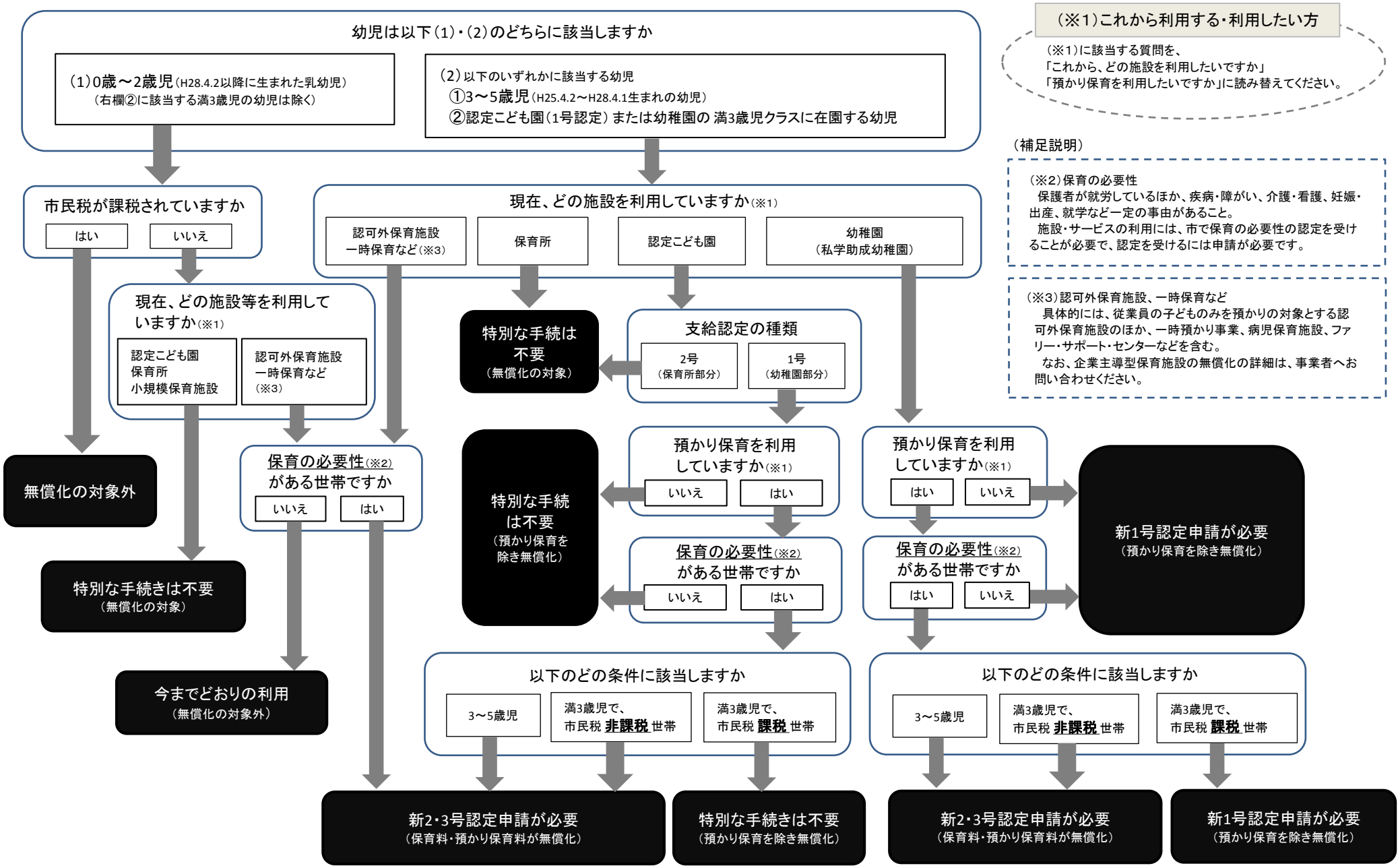

（※1）これから利用する・利用したい方

（※1）に該当する質問を、
「これから、どの施設を利用したいですか」
「預かり保育を利用したいですか」に読み替えてください。

（補足説明）

（※2）保育の必要性
保護者が就労しているほか、疾病・障がい、介護・看護、妊娠・出産、就学など一定の事由があること。
施設・サービスの利用には、市で保育の必要性の認定を受けることが必要で、認定を受けるには申請が必要です。

（※3）認可外保育施設、一時保育など
具体的には、従業員の子どものみを預かりの対象とする認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育施設、ファリー・サポート・センターなどを含む。
なお、企業主導型保育施設の無償化の詳細は、事業者へお問い合わせください。